

愛知中小企業家同友会 2014/12/14 総選挙に向けた、貴党の中小企業政策に関するご質問 ●質問については各400字以内でお願いします。(回答11月21日～11月30日)

※回答をお願いしたのは、今回第47回衆議院議員総選挙に際し、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(1994年11月25日法律第106号)に該当する政党、かつ2014年11月20日時点で愛知県内に各党の地方本部等に類する組織を持った政党をお願いいたしました。

※お断り (1) 到着順に上段より掲載しました。(2) 明確な誤植と思われる箇所は当方にて訂正しました。(3) 社会民主党、生活の党については、回答期限までに残念ながらお返事を頂くことができませんでした。

	(1)	(2)	(3)
質問項目	消費税の10%への引き上げ、法人減税の代替財源として中小企業への課税強化(①外形標準課税の適用拡大、②中小企業への軽減税率の廃止、③欠損金の繰越控除制度の縮小、④減価償却の定率法の適用廃止など)がこの間議論されていますが、これらの税制改正は、国民経済を支える中小企業、ならびに国民全体をさらなる困難に陥れるものです。 豊かな国民生活を保証する視点、すなわち「中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主演」と謳った「中小企業憲章(2010年閣議決定)」の見地に立った、新しい税制の実現が求められると考えております。 当会では、上記を踏まえ、不公正な課税強化に反対する署名運動に取り組み、11月20日現在10万名近い方々に署名協力をいただいております。中小企業関連の税に関して、貴党の考えをお聞かせ下さい。	「中小企業憲章」では、中小企業の経済的・社会的役割が明確に打ち出され、中小企業を国の経済・社会政策の柱と位置付ける政策理念が掲げられています。当会ではこの「中小企業憲章」を閣議決定に留めず、国民の総意として国会決議を目指すことが、真に持続可能な経済・社会政策を実現し、国民一人ひとりが大切にされる豊かな国づくりに直結するものと考えております。この点に関して貴党のお考えをお聞かせ下さい。	貴党の考える中小企業に対する重点政策についてお聞かせ下さい。
日本共産党	法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の小規模企業にまで拡大することは、赤字企業などに過大な負担を負わせることになるので反対です。また、軽減税率の廃止、欠損金の繰越控除制度の縮小などについても中小企業の経営悪化につながり反対です。 大企業ばかりを優遇する税制をあらため、中小企業や零細な事業者を支援する税制に転換します。法人税にも累進制を導入し、中小企業の一定範囲内の所得については、現行より税率を引き下げます。事業用資産については、一定期間の事業の承継を条件に、相続税の減免制度を設けます。納税者の権利をまもる、本当の「納税者憲章」を確立します。国と地方の過酷な徴税・税務調査をあらためます。農業用機械、漁船などの燃料に係る軽油引取税等の免税措置を恒久化します。都市計画区域内農地への宅地並み課税の廃止をめざし、当面、生産緑地指定の要件を緩和し、追加指定を広げます。	中小企業・自営業者は、製造、建設、小売り、サービスなどあらゆる分野で大きな役割を果たし、雇用の最大の担い手であり、日本経済の「根幹」というべき重要な存在です。 貴団体をはじめとした中小企業団体の運動によって、中小企業憲章が閣議決定されましたが、国会決議には至りませんでした。 日本共産党は、貴団体が求めているように、中小企業憲章を国民の総意として国会決議すべきと考えます。同時に、中小企業の役割を明確にし、「どんな問題でも中小企業の立場で考えていく」とした憲章の立場で、破たんした従来の中小企業政策を総合的に見直ししていくべきです。 具体的には、憲章の立場で、大企業中心の経済政策を見直す第一歩として、中小企業基本法を改正し、小企業憲章・小規模企業基本法の制定、中小企業施策を実施するための「中小企業政策会議」の創設など必要な法整備を行います。	中小企業を日本経済の根幹と位置づけ、中小企業全体を視野に入れた振興・支援策に転換します。 緊急対策として、①国民生活と中小企業を苦境におとしいれるアベノミクスの中止を求めます。②消費税の増税を中止し、免税点を引き上げます。③被災地での生業、中小企業の復旧、復興を全面的に支援します。④住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成、トライアル発注、官公需など、中小企業に仕事を増やす施策を実施します。⑤地域経済を支える中小企業を支援し、雇用を確保し、暮らしを守ります。⑥「日本の宝」である町工場を守るため、固定費補助などの緊急・直接支援を行います。⑦中小企業金融円滑化法を復活し、中小企業への資金繰りを確保します。 さらに、単価たたきなど不公平な取引引きをやめさせるよう下請け取引を適正化し、大企業と中小企業の公正な取引を保障するルールをつくります。中小企業予算を1兆円に増額し、本格的な中小企業振興策をすすめます。
民主党	・ 法人実効税率は、適切な代替財源を確保できるのであれば引下げますが、成長戦略に反する「外形標準課税拡大」、「中小法人軽減税率見直し」、「研究開発税制圧縮」、「受取配当益金不算入割合縮小」などの改正は行いません。 ・ 中小企業を支援する税制の充実により、中小企業が活躍・発展できる環境を整備します。そのため、中小企業を支援する税制(事業承継、印紙税)を強化します。 ・ アベノミクスによる国民生活の悪化、約束していた社会保障の充実・安定化及び議員定数削減が果たされていない状況を踏まえ、消費税引上げは延期します。現行の税率においては、消費税増税軽減対策のための特別措置法も踏まえ、事業者・農林漁業者が価格に消費税分を適正に転嫁できるようにします。	・ 民主党は「中小企業憲章」について国会決議を目指しましたが、他党の協力が得られず、実現していません。今後とも国会決議の実現に向けて努力していきます。	・ 中小企業に政策資源を集中する「未来につながる成長戦略」を実行し、時代の要請に合った産業を育成します。 ・ ものづくりの技術・技能の伝承、起業・創業・育成支援の体制強化、海外展開支援、中小企業憲章の理念の実践などを、中小企業担当大臣の下で一元的に推進します。 ・ 第三者保証の禁止、中小企業を支援する税制の充実により、中小企業が活躍・発展できる環境を強力に整備します。
公明党	本年10月の参議院本会議の代表質問で山口代表は、「法人税改革については、財源確保のために、中小企業に対する課税強化につながらないよう、中小企業への法人事業税の外形標準課税の対象拡大については十分慎重に検討しなければならない。」ことを訴えました。 安倍総理よりは、「外形標準課税の在り方は、地方経済を支える中小企業・小規模事業者への配慮も含め検討する。」との答弁を得ております。 公明党は、法人税改革により、中小企業への負担増につながらないよう、全力で取り組んでいきます。	これまでに中小企業家同友会全国協議会より、党中央の会合で同趣旨のご要望をお受けしており、従前より取り組んできております。ご要望の趣旨に沿いますよう全力で取り組んでいきます。	環境・エネルギー、健康・医療・介護などの成長分野において、大学や公設試験場等のネットワークを通じた研究開発を促進します。「ものづくり・商業・サービス補助金」により、成長分野の生産性向上に向けた様々なビジネスのイノベーションを加速化します。 原材料やエネルギーコストの高騰等に苦しむ中小・小規模事業者への資金繰り支援に万全を期すため、セーフティネット貸付・保証等を拡充します。 中小・小規模事業者の販路開拓に向け、各県に設置された「よろず支援拠点」や、専門家による支援を強化します。 大企業のOBや主婦、若者と地域の中小・小規模事業者とのマッチングおよび就業後の定着支援を行い、地域の中小企業の人手不足を抜本的に解消します。 アジア等の新興国の成長市場や欧米の市場を取り込むため、中小企業に対する海外現地でのワンストップ支援体制を強化します。また、国内で地域ごとに民間支援機関ネットワークを構築し、現地の支援体制との連携を強化します。
自由民主党	わが国経済の競争力の向上のため、成長志向に重点を置いた法人税改革を行う。来年度から、より広く負担を分かち合う構造に改革することにより恒久財源を確保した上で法人実効税率の引下げに着手し、数年で20%台まで引下げることを目指す。改革に当たっては、中小企業・小規模事業者への影響には十分配慮する。	「中小企業憲章」の精神を法律として具現化すべく、昨年の通常国会で『中小企業基本法』を一部改正し、小規模企業の基本理念や施策の方針を明確化するとともに、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定し、意義ある第一歩を踏み出しました。 また、今年の通常国会において、小規模企業などに特化した支援が着実に実行されるよう『小規模企業基本法』を制定し、これに基づき、小規模事業者の方々が次の一歩を踏み出す「羅針盤」となる小規模企業振興基本計画を閣議決定しました。今後、小規模企業振興基本計画に基づいて、小規模企業振興基本法の精神を具体化し、小規模企業振興施策を着実に実行してまいります。	「地域資源」が持続的に発展・再生産される仕組みを構築し、自律的に地域資源が磨き込まれ、地域が潤う好循環(ローカル・アベノミクス)の実現。知的クラスターと一体となった新たなクラスター政策を推進し、地域に戦略産業を創出・育成。高付加価値化・ブランド化した地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進。「ものづくり・サービス補助金」の活用。創業準備、創業、事業の継続・発展、事業承継の各段階での支援の充実・強化。創業間もない中小企業・小規模事業者の官公需への参入促進。わが国経済の牽引役となる企業やこれを目指す企業に対して、販路開拓を含めたパッケージでの支援。中小企業金融の充実と地域金融の機能強化。
維新の党	財政再建のために、国民に消費税の増税をお願いし、その前に、身を切る改革(行政改革)によって歳出を大幅削減すべきであると主張している中で、歳入を大幅に減らす法人税の減税を景気対策として打ち出すことは、極めて慎重にプラス・マイナスを判断する必要がある。選挙対策で安易に判断すべきことではない。 その上で、仮に、景気対策上、極めて有効であるというのであれば、その分、確実に収税が向上して、少なくとも、財政収支がプラス・マイナスゼロになることが想定されていることに他ならないので、代替財源を求めるといった議論にはならない。 他方、外形標準課税の適用拡大は、税の公平性の観点から考えるべきことで、代替財源の問題とは切り離すべきである。中小企業への課税強化として挙げられているその他の項目についても、代替財源の問題とは、切り離して議論すべきであると考えます。	「中小企業憲章」は、現行の中小企業基本法が経済産業省、中小企業庁の分野に限定されているから、政府全体を挙げて中小企業対策に強力に取り組むための基本的指針として制定するとしているが、「中小企業基本法」はもともと憲章的な理念法であり、しかも省庁横断的に中小企業に対応する法律であるので、必要があれば中小企業基本法を改正すればよいのではないかと。 「中小企業憲章」は、2000年に制定されたEUの中小企業憲章から示唆を受けたものと思われるが、これは、EU加盟国のほとんどが中小企業法を制定していないことが背景にある。また、1963年に制定された我が国の中小企業基本法は、世界的には、アメリカに次いで2番目であって、わが国は、中小企業立法のうえでは先進性を有していることも大いに考慮すべきであると考えます。	地方の活性化対策として、地域に雇用を創出する中小企業対策が極めて重要である。 現在、地方の雇用を支えてきた製造業が空洞化している。円高やグローバル化で大企業は新興国に続々と工場を移転し、中堅・中小企業も取引先を追いかけるように続々と海外に進出したため、12年末、製造業で働く人が51年ぶりに1000万人を下回っている。これば、20年前のピークから4割少ない。このため、地方では工業団地が売れ残り、リゾート開発を手がける三セクは相次いで破綻した。 したがって、地域の中小企業の潜在力を引き出して、「小さな世界企業」を育成することが鍵となる。人口減少によって経済規模が縮小している国内市場のみに頼るのではなく、特定の製品や技術に強みを持つ中堅企業が世界市場に打って出る環境を整え、新たな市場を開拓することが必要である。新たな需要を取り込むことに成功すれば、国内生産が増え、地方経済への波及効果も大きい。 企業が地方に立地することが、東京一極集中型の国内市場では不利に働くことがあっても、世界市場を相手にしている場合、立地場所は関係無い。輸出大国のドイツでは規模が小さくて一般に無名だが、世界市場で競争力が高い製品をつくる約1300社が輸出の4分の1を占めている。ドイツの地方が豊かな理由はここにある。